

海原会会費規程

公益財団法人海原会定款第36条に基づき、公益財団法人海原会会員会費に関する規則を次のように定める。

(会費の金額)

第1条 会費の金額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年1口5,000円
- (2) 賛助会員 無料

(年会費の規定手続き)

第2条 当法人の会費は、理事会において決議し、評議員会で承認を得るものとする。

2 評議員会で承認を得た会費の額は、発刊誌「海原会」に記載し広く会員に通知するものとする。

(会費の納入要領)

第3条 会費は、前条に定める会費額を次により原則として一括納入するものとする。

- (1) 既在籍会員については、次年度会費を当年度3月までに納入する。
- (2) 当該年度12月までの新規入会会員については、入会時に当年度会費を納入する。
- (3) 当該年度1月から3月までの新規入会会員については、次年度会費を3月までに、納入する。

(会費不返還)

第4条 本会に納めた会費は返還しないものとする。

(会費未納者)

第5条 会費未納者は会員としての特典等に制限を受けることがある。

附 則

本規則は平成 22年 11月 5日から施行する。